実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
南島原市	口之津第2地区（大屋集落）	平成26年1月	令和2年3月

1　対象地区の現状

①地区内の耕地面積	144	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	87.2	ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	65.6	ha
ｉ　うち後継者未定または不明の農業者の耕作面積の合計	64.9	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17	ha
（備考）		

2　対象地区の課題

アンケート結果によると、口之津町の縮小・離農したい耕作面積が5．47haに対し、拡大したい中心経営体の意向面積が4．8haとほぼ等しいので、中間管理機構を活用した貸し付けが必要。
大屋集落の東側の農地は、山際のため朝から日の当たりが悪い。
地区内では地形上農地が狭小な上、耕作道も狭い地帯が多いため、農業経営の規模拡大が進まず、中心経営体が育たなかった。また、地すべり防止区域であるため大規模な基盤整備に取り組むこともできなかった。
船員のまちとして栄え、残された優良的農地は近隣からの入作により耕作されているところが多い。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

狭小な農地で耕作道も狭いものが多いが、大規模な基盤整備への取組は難しいため、市の小規模な基盤整備事業や農道整備事業に取り組み、条件整備を進め農地の荒廃を少しでも防いでいく。
地区内での、規模拡大や後継者確保は難しい。現在管理されている個々の農地を、将来的に他地区からの入作や定年帰農、移住者受入れによる農地の活用を模索していく。

4　3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

現在、貸借されている農地の更新時期や、縮小・離農が見受けられる農地については、地区内の農地所有者に農地中間管理事業を周知し、農地活用の仕組みづくりを目指す。
集約化が見込まれる農地については、小規模な圃場整備事業や農道新設改良事業に取り組み、地域内外の中心経営体への集積を図る。